選手変更についての取扱い

１．個人戦における選手変更が認められる場合は下記のとおりとする。ただし、出場ペアの 2 名ともが出場しない場合およびシングルスはいかなる理由があっても選手変更は認められない。

(1) 組合せ公開までに疾病等なんらかの事情により、ペアの内 1 名が出場できなくなり、変更届を加盟団体長の承認を得た後、日本連盟に送付し承認された場合。なお、全日本選手権大会・全日本社会人選手権大会は、総合ランキング等により資格を得た資格者同士の出場ペア以外は原則として認められないが、特別の事情が起こった時は日本連盟に申請して許可された場合に限り変更が認められる。ただし、2 名ともの変更は認めない。

(2) 組合せ公開後（原則大会開会日 10 日前）の選手変更は原則として認められないが、次の場合に限りペアの内 1 名の変更を認めることがある。変更に関する手続きは上記⑴と同様とし、必ずそれを証明できる書類を変更届と併せて受付時までに提出すること。

・組合せ公開後、選手に身体的変調が生じたとき。

(3) 参加申込ペアのうち 1 名に支障が出た際に、支障のない選手が同条件の選手とペアを組んで出場する場合。ただし、同一種別に限ることとし、いずれの組合せに配置するかは、競技委員長が決める。

２．団体戦における選手変更の取扱いは、国民体育大会、日本スポーツマスターズ、ねんりんピックを除き下記のとおりとする。なお、変更あるいは追加できる選手数は 2 名までとする。

(1) 組合せ公開までに疾病等なんらかの事情により出場できなくなり、変更届を加盟団体長の承認を得た後、日本連盟に送付し承認された場合。

(2) 組合せ公開後（原則大会開会日 10 日前）の選手変更は原則として認められないが、次の場合に限り認めることがある。ただし、監督会議開始前（全日本クラブ選手権大会は大会当日の受付時）までに変更届が提出され認められた場合に限る。なお、必ずそれを証明できる書類を変更届と併せて提出すること。

・組合せ公開後、選手に身体的変調が生じたとき。

(3) 1 所属団体からＡ・Ｂチーム等の複数チームおよび男子・女子が出場している場合、監督・選手ともチーム間の移動は一切認められない。また、監督が両チームを兼任することは不可とする。

(4) 監督が選手として出場する場合は、監督・選手の両方に登録して申し込むこと。

３．国民体育大会、日本スポーツマスターズ、ねんりんピックについては、それぞれの大会要項に定められた方法により変更手続きを行う。

４．変更届の様式は、大会所定の様式がある場合を除き別表の様式とする。（別表 3）

……◇……◇……◇……◇……◇……◇……◇……

注：団体対抗戦は、勝抜法・点取り法のいかんにかかわらず、参加申込後やむを得ない事故等により、そのペア数（選手数）が不足してチームを編成する時は受付時に競技委員長に申し出ること。ただし、ペア数（選手数）が不足してチームを編成し出場することとなった場合のオーダーは、1 番から順次出場することとし、最後から欠場とする。

リーグ戦で対戦すべき試合が終了しない場合に棄権した場合は、（公財）日本ソフトテニス連盟ソフトテニスハンドブック大会運営規則の第 11 条による。